

1 地方行財政の充実強化について

- (1) 衆議院小選挙区の区割りの改定について
- (2) 外国人受入環境の整備について
- (3) キャッシュレス決済推進に係る支援について
- (4) 特別な支援を要する児童生徒への指導の充実等について

2 福祉行政の充実強化について

- (1) 国民健康保険の財政基盤の強化等について
- (2) 介護人材の安定的な確保について
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業における負担割合について
- (4) 子ども・子育て支援制度に伴う公定価格上の給食費の取り扱いについて
- (5) 保育園等における多子世帯軽減制度の対象範囲の拡大について

3 生活環境の充実強化について

- (1) 太陽光発電施設建設に対する法規制の整備について
- (2) クビアカツヤカミキリ対策事業の充実について
- (3) 鳥獣被害防止総合対策交付金の見直しについて

4 都市基盤等の整備促進について

- (1) 橋梁等の道路構造物の老朽化対策について
- (2) 市町村が管理する高速道路を跨ぐ橋梁の補修補強工事について
- (3) 道路整備事業への事業費（交付金）の確保について
- (4) 長期未着手等の土地区画整理事業の見直し等について
- (5) 工業専用地域内の建築物の制限の緩和について

5 防災・減災対策の強化について

- (1) 緊急防災・減災事業債の期間延長及び対象事業の拡充について
- (2) 災害時のバックアップ機能強化に向けた鉄道網の充実について
- (3) 河川の監視強化について
- (4) 自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業の継続について

1 地方行財政の充実強化について

地方行財政の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 衆議院小選挙区の区割りの改定について

市町村合併に伴い、衆議院小選挙区が分割して存在していることは、選挙執行時における投開票事務の非効率化を招くばかりでなく、合併後の自治体の一体感を阻害する大きな要因ともなっていることから、分割が解消されるよう区割りの改定を行うこと。

(2) 外国人受入環境の整備について

国内の労働力不足を背景に外国人労働者の増加を図る施策が進められ、外国人住民の数が増加の一途をたどっていることから、各自治体において多文化共生施策の更なる推進が求められている。

については、外国人受入環境整備交付金をはじめ、関係省庁による継続的な支援を講じること。

(3) キャッシュレス決済推進に係る支援について

キャッシュレス・消費者還元事業の終了後も、更なるキャッシュレス決済の推進を図るため、中小・小規模事業者に対し継続的な支援策を講じること。

(4) 特別な支援を要する児童生徒への指導の充実等について

特別支援学級・通常学級に在籍する支援を必要とする児童生徒数の増加に伴い、指導・支援にあたる職員を適切に配置すること。

また、市費による支援員任用のための財政支援を講じること。

2 福祉行政の充実強化について

福祉行政の充実を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 国民健康保険の財政基盤の強化等について

脆弱な国保財政の基盤強化は急務であることから、下記事項について適切な措置を講じること。

国保財政基盤の脆弱性の解消は急務であり、国と地方で合意した毎年3,400億円の財政支援を今後も確実に実施するとともに、激変緩和のための公費投入を継続し、国の責任と負担において財政支援を拡充し、更なる財政基盤を強化すること。

新制度移行後において、国民健康保険事業費納付金が国保税率に与える影響が大きいことから、納付金については、年度により大幅な差異が出ることをのらないよう、納付金を平準化し、国保事業運営の安定化を図ること。

子育てに関して様々な政策が進められているなか、子どもの均等割保険料(税)について、速やかに国の責任と負担において他の医療保険制度と同等となるよう対応を講じること。

医療費助成制度において、何れの場合でも国庫負担金の減額措置は廃止すること。

低所得者に対する保険基盤安定制度の軽減割合を増加させるとともに、必要な財源措置を講じること。

また、前年度の所得による減免制度だけでなく、災害、休業等の場合には当該年度の見込所得による減免制度を創設し、財源措置を講じること。

(2) 介護人材の安定的な確保について

介護人材の確保・定着にかかる施策を一層推進するため、下記事項について適切な措置を講じること。

介護人材の離職防止に向けた適切な介護報酬を設定すること。

介護現場における負担軽減のための介護ロボット導入補助金を上げること。

介護現場におけるICT化を促進するとともに、導入経費に対し支援すること。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業における負担割合について

被保険者の保険料負担を軽減するため、国の法定負担分である介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の25%を確実に交付し、各保険者間の所得格差に対する財政措置は、これまでの調整交付金とは別枠で対応すること。

(4) 子ども・子育て支援制度に伴う公定価格上の給食費の取り扱いについて

教育標準時間認定子ども（1号認定）及び3歳以上保育認定子ども（2号認定）に係る施設型給付費の支給に係る公定価格については、3歳未満保育認定子ども（3号認定）に対する食事の提供に要する費用と同様に、副食・主食の提供に係る費用を基本分単価に含めること。

(5) 保育園等における多子世帯軽減制度の対象範囲の拡大について

保育園、幼稚園及び認定こども園に通う子どもの利用者負担額に対する国の多子世帯軽減制度（第3子以降利用者負担額軽減措置）の対象範囲について、すべての認定において上限を18歳まで拡大すること。

3 生活環境の充実強化について

安全で快適な生活環境の整備促進を図るため、国は次の事項について、積極的な措置を講じること

(1) 太陽光発電施設建設に対する法規制の整備について

傾斜の急な山の中腹など危険性が高い場所に設置する太陽光発電施設や、適切な措置・管理が行われていない太陽光発電施設に対する法規制を整備すること。

また、大規模な施設の事業者には、発電事業の終了時や事業者の経営破綻に備え、撤去費用の積立て義務化並びに、積立金が担保される仕組みを整備すること。

(2) クビアカツヤカミキリ対策事業の充実について

サクラの樹木などを食い荒らすクビアカツヤカミキリは、繁殖力や移動分散能力が高く、被害の拡大が懸念されていることから、被害初期段階において集中的に被害拡散防止策を講じられるよう、生物多様性保全推進支援事業の拡充及び技術的支援を図ること。

(3) 鳥獣被害防止総合対策交付金の見直しについて

有害鳥獣被害防止対策に係る国の交付金について、捕獲実績に基づいた交付とするなど市町村の現状に即したものとなるよう見直すこと。

4 都市基盤等の整備促進について

都市基盤等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 橋梁等の道路構造物の老朽化対策について

地方自治体が管理する道路や橋梁等の道路構造物の老朽化に対し、今後長期にわたり安全性及び健全性を維持していくための財政負担は、年々増加し続けていくことから、老朽化対策に要する調査費及び修繕費等について、今以上の財政措置を講じること。

(2) 市町村が管理する高速道路を跨ぐ橋梁の補修補強工事について

高速道路を跨ぐ橋梁については、高速道路建設時に既存道路の機能補償として当時の道路公団が建設し、地元市町村が移管を受けたものであるが、架設後約30年が経過して劣化が著しくなり、補強や高速道路通過車両への第三者被害防止のための補修工事が必要となっていることから、補修補強工事を国若しくは高速道路会社の負担と責任で実施すること。

(3) 道路整備事業への事業費（交付金）の確保について

道路整備事業に対する事業費（交付金）の内定率が減少しており、事業完成年度の遅延が生じていることから、今後の事業推進に向け、実施中の道路整備事業が計画的に進捗するための事業費を確保すること。

(4) 長期未着手等の土地区画整理事業の見直し等について

土地区画整理事業においては、長期未着手や（区域除外等により）一部未着手となっている事業が複数存在しており、都市計画決定がされた当時から社会経済情勢が著しく変化し、市民要望も変化していることから、土地区画整理事業の代替緩和措置の弾力的な運用ができるよう、制度設計を新たに構築するとともに、都市計画決定の廃止・変更等への柔軟な運用に係る必要な措置を講じ、これらに係る費用の財政支援を図ること。

(5) 工業専用地域内の建築物の制限の緩和について

工業専用地域内において、一定の条件を満たした寄宿舍等を建設できるよう、建築基準法の改正等の法整備を講じること。

5 防災・減災対策の強化について

近年、大規模自然災害が頻発し、防災・減災対策等の強化が喫緊の課題となっている。については、国においては、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 緊急防災・減災事業債の期間延長及び対象事業の拡充について

地方公共団体が防災・減災対策の取組を計画的に実施できるよう、緊急防災・減災事業債の期限を東日本大震災の復興・創生期間終了後10年間延長するとともに、地方債同意基準及び同運用要綱の柔軟な解釈または、見直しにより対象事業の拡充を図ること。

(2) 災害時のバックアップ機能強化に向けた鉄道網の充実について

北関東を横断的に結ぶJR両毛線・水戸線等は、首都直下型地震等の大規模災害発生時における東京圏への流通経路を多面的に確保する極めて重要な路線であることから、バックアップ機能の強化に向け、北関東地域を横断する鉄道網の充実を図ること。

(3) 河川の監視強化について

洪水時に避難の判断材料にできるよう、国で管理している一級河川において河川監視カメラ、水位計を増設し、河川の監視強化を図ること。

(4) 自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業の継続について

地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業については、避難所整備を速やかに実施し、市民の安心や安全な生活に貢献できることから、令和3年度以降も継続すること。